

【改訂後】

道路附属物点検業務委託

特記仕様書

福 島 県

第8条 現地踏査

点検業務に先立って現地踏査を行い、標識等の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現地の概況を調査して記録すること（写真撮影含む）を対象とする。

第9条 附属物点検及び定期点検（現地検査及び診断（健全性の診断））

附属物点検要領及び定期点検要領に基づき、高所作業車、あるいは梯子等を用いて、標識等の近接目視を行い、点検対象部材の部材単位での対策の要否を記録する。

第10条 応急措置

点検の結果、ボルト・ナットのゆるみを確認した場合は、再締め付けを行い、合いマークを設置すること。

腐食による断面の貫通・ボルトの脱落や破断又は腐食による著しい断面減少・亀裂などの異常を確認した場合は、すみやかに発注者へ報告すること。

第11条 点検結果の取りまとめ

点検結果及び診断結果について、附属物点検要領および定期点検要領の記入例に基づき、Microsoftword 又はMicrosoftexcel（いずれも2007以降の形式）にて「点検表記録様式」を作成し記録する作業を対象とする。

なお、貸与された資料について、調査点検の結果より、記載情報等に現地との差異が確認された場合には、その報告を行う。

第12条 成果物の提出

本業務の成果物は以下のものとする。

1. 点検表記録様式
2. 状況写真
3. 個別点検データ
4. その他監督員の指示するもの

1部（電子データ）

第13条 貸与資料

本業務の貸与資料は以下のものとする。

1. 業務履行上必要な発注者の所有する資料

第14条 協議打合せ

業務に関する打ち合わせ記録の整理は受注者が行うものとし、打合せ後速やかに提出する。

なお、打合せ回数は3回を予定するものとし、業務着手時及び完了時には主任技術者が出席する。

第15条 緊急対応の判断

点検する標識等に第三者等への被害の恐れが懸念される状態、構造上安全性が著しく損なわれている状態等が確認された際は、速やかに監督員に報告し、対応を協議する。

第16条 安全管理

交通状況に即した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。

緊急連絡体制を事前に構築し、その体制に基づいて事故発生時等は迅速に必要な対応を行うものとする。

第17条 他機関との協議

点検を行う際に、河川管理者、鉄道会社、公安委員会及び他の道路管理者等との協議が必要となった場合は、監督員に報告し対応を協議のうえ、適切な対応を行うものとする。